

事 業 主 各位
ご担当者 各位

伊藤忠連合健康保険組合

健保基幹システム変更に伴う事務取扱のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在導入しております健保基幹システムの運用ベンダーが事業撤退に伴い、令和 8 年度より新システムへの入れ替えを行う運びとなりました。現行システムではカスタマイズによる各種対応が可能でしたが、新システムは多くの健康保険組合が導入する汎用モデルとなり、運用の見直しが必要となっております。

事業主・ご担当者様にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、主な変更点についての第一報として、下記の通りお知らせいたします。

敬具

記

【1】事業所担当者専用サイト（旧コミュニティサイト）は、令和 8 年 3 月 27 日をもって閉鎖します
事業所担当者専用サイト（旧コミュニティサイト）で行っていた、資格取得申請、被扶養者（配偶者・子）の申請、住所変更、振込口座の登録・変更、健診機関利用登録の手続きが終了します。

【2】システム移行期間（令和 8 年 3 月 28 日～令和 8 年 4 月 20 日頃）
事業所担当者専用サイト（旧コミュニティサイト）の閉鎖に伴い、システム移行期間中の受け付けは、どこでもキャビネット、マイナポータル（電子申請）及び申請書式による申請となります。

【3】MY HEALTH WEB に事業所管理画面が追加されます（令和 8 年 4 月 20 日頃～）
現行の事業所担当者専用サイト（旧コミュニティサイト）の機能は、MY HEALTH WEB に一部移行します。移行できない届出機能については、どこでもキャビネット、マイナポータル（電子申請）もしくは、申請書式（書面）でのご提出をお願いします。
尚、事業所管理画面の利用方法等の詳細につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

申請項目	【現行】	【令和 8 年度～】		
	事業所担当者専用サイト （旧コミュニティサイト）	MY HEALTH WEB 事業所管理画面	申請書式（書面） での申請	どこでもキャビネット、 マイナポータル（電子申請） による申請
資格取得申請	○	-	○	○
被扶養者（配偶者・子）の申請	○	-	○	○ (R8.4.20以降可)
住所変更	○	○	-	-
振込口座の登録・変更	○	○	-	-
契約健診機関の利用書発行依頼	○	○	○	-
契約外 健診補助金請求	-	○	○	-
インフルエンザ補助金請求	-	○	○	-

※ 仕様・対応については今後変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

【4】MY HEALTH WEB 本人画面の機能を拡充します

MY HEALTH WEBにて登録情報（住所、振込口座）の確認と、WEB申請機能が加わります。

申請項目	【令和8年度～】 MY HEALTH WEB 本人画面 追加機能
登録住所の確認	○
振込口座の登録・変更・確認	○
契約健診機関の利用書発行依頼	○
契約外 健診補助金請求	○
インフルエンザ補助金請求	○

【5】契約健診機関で健診を受診する際の「利用書」は健診機関にすべて直送します

当組合の契約健診機関で健康診断を受診する場合、事業所ご担当者様より「利用書」の発行手続きを行い、健診当日に受診者が「利用書」を健診機関に提出いただいておりますが、令和8年度より「利用書」は契約健診機関にすべて直送いたします。

健診当日は、当組合の加入資格が確認できる「マイナ保険証、及び資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を提示いただきご受診ください。

尚、「事業所宛通知書（利用書交付一覧）」は引き続き事業所に送付いたします。

【6】「健診補助金請求」「インフルエンザ補助金請求」における支払い方法は、「委任払い」となります

新基幹システムにおける支払方法は、「委任払い」となります。

ただし、資格喪失後の請求や長期療養等により長期にわたり給与が発生せず、委任払いが困難な場合に限り「個人払い」をいたします。「個人払い」については、事業所管理画面にて申請事由をお入れいただき申請いただきます。

【7】各種帳票のフォーマットを変更します

基幹システムの変更に伴い、各種帳票（納入告知書、支払決定通知書等）のフォーマットを変更いたします。

【8】「資格確認書」について

令和7年12月2日以降は、「マイナ保険証」もしくは「資格確認書」を提示して医療機関等を受診していただくこととなります。「資格確認書」の交付は以下の通り行います。

- ① マイナ保険証の登録をしていない方に、「資格確認書」の一斉交付をいたします。
有効期限は、令和8年1月31日までとなります。
- ② 令和7年12月2日以降に新規に資格を取得される方には、取得月から2ヵ月後の末日を有効期限とする「資格確認書」を交付いたします。
なお、有効期限前に資格を喪失した場合、「資格確認書」も返却が必要です。
- ③ 有効期限が切れた「資格確認書」は、各自で破棄してください。
引き続き「資格確認書」が必要な場合は、再交付申請書当健保組合ホームページよりダウンロードしていただき、事業所経由で申請をお願いします。最大5年間使用できる「資格確認書」を交付いたします。
- ④ 「資格確認書」等の氏名表記については、外字の対応が終了いたします。外字が含まれる場合、カタカナ表記となりますのでご了承ください。

なお、経過措置として使用可能な「健康保険証」は令和7年12月2日以降無効となるため、保険証の回収は行いません。各自で破棄をお願いします。

以 上

お問い合わせ先

当組合 業務課 ☎ 03-3662-9951

保健事業課 ☎ 03-3662-9953